

中国最新法令 < 速報 >

※月 2 回発行

2024 年 8 月 9 日号 (No.427)

I. 重要法令等の解説

1. 「国家秘密保護法実施条例」

II. 注目法令等の紹介

1. 「特許開放許諾制度の実施業務の全面推進に関する通知」

2. 「経営主体登記档案管理規則（意見募集稿）」

3. 「データ安全技术 個人情報保護合規性監査要求（意見募集稿）」

III. その他の法令等一覧

森・濱田松本法律事務所

中国プラクティスグループ

<https://www.mhmjapan.com/>

本号編集責任者：森 規光

I. 重要法令等の解説

1. 「国家秘密保護法実施条例」¹

国务院 2024 年 7 月 22 日公布、2024 年 9 月 1 日施行

執筆担当：沈 暘、鈴木 幹太

国家秘密保護法²（以下「本法」という。）は 2024 年 2 月 27 日に改正・公布され、同年 5 月 1 日に施行された。今回は、国家秘密保護法の改正に合わせて、国家秘密保護法実施条例（以下「本実施条例」という。）の改正が行われ、国家秘密保護に関する具体的かつ詳細な規定が置かれた。

本実施条例では、国家機関及び国家秘密に関わる企業等の責任、秘密保護事項の確定、変更、解除等の手続きや、国家秘密媒体の管理等について詳細に定めている。企業にとって、「国家秘密に関わる企業等」に該当するかどうかの判断がより重要となると考えられるが、「国家秘密に関わる企業等」の該当性を判断する基準は本法及び本実施条例においても必ずしも明確ではないように思われる。

また、ネットワーク運営者の義務、国家秘密に関わる業務に従事する企業の条件等について定めた。

さらに、業務秘密³について、中央国家機関の本業界、業務分野の業務秘密事項の確定、届出義務を定め、国家機関、国家秘密に関わる企業等による業務秘密管理の強化等の原則的な規定を定めたが、より詳しい規定の制定に至らなかった。

(1) 秘密保護業務責任制

本法では、国家機関（以下「機関」という。）及び国家秘密に関わる企業等（原文：「単位」、以下「秘密関連企業等」という。）は、秘密保護業務責任制を実行すると定

¹ 原文「保守国家秘密法实施条例」

² [本ニュースレター2024年3月22日号 \(No.419\)](#) ご参照

³ 業務秘密とは、機関及び秘密関連企業等が職務を履行する過程で生じた又は取得した、国家秘密には該当しないが、漏洩した場合に一定の不利な影響をもたらす恐れのある事項をいう（本法 64 条）。

中国最新法令〈速報〉

められており、本実施条例では、機関及び秘密関連企業の主要責任者、秘密保護業務の責任者及び業務担当者並びに一般従業員の秘密保護業務における責任を規定した（6条1項）。また、本実施条例では、中央国家機関は、秘密保護業務部門を設置し、専門の秘密保護業務人員を配置しなければならないとし、その他の機関及び秘密関連企業等は、秘密保護業務の必要に応じて、秘密保護業務部門の設置又は人員の配置をすると規定している（6条2項）。

(2) 秘密保護事項の確定等

本実施条例は、国家秘密及びその秘密等級の具体的な範囲（以下「秘密保護事項の範囲」という。）は、国家秘密の具体的な事項の名称、秘密等級、秘密保護期間、知得範囲及び発生階層を明確に定めなければならないと規定している。

秘密確定権限機関⁴は、当該業界、当該分野及び関連する業界、分野の秘密保護事項の範囲に基づき、国家秘密事項一覧表を策定し、かつ同級の秘密保護行政管理部門に届け出なければならないと規定している。さらに、機関、秘密関連企業等の主要責任者は当該機関、秘密関連企業等の秘密確定責任者であり、秘密の確定、変更、解除業務を担当すると明記された（14条1項、15条）。

加えて、秘密確定権限の付与、秘密保護事項の確定、派生確定、変更、解除等の具体的な手続きについても詳細に定めている（16条～26条）。

(3) 国家秘密媒体の管理

本実施条例では、国家秘密が記録された紙媒体、光媒体、電磁的媒体等の媒体（以下「国家秘密媒体」という。）についての管理制度を定めている（27条）。国家秘密媒体の伝送は、極秘輸送、極秘通信又はその他国家秘密の保護に関する規定に合致する方式を通じて行う必要があり（27条1項3号）、また、国家秘密媒体の国外持出しにあたっては、国家秘密の保護に関する規定に従い審査認可手続をとらなければならない（27条1項8号）。極秘の国家秘密媒体に関しては、原則として国外持出しが禁止されている（29条1項5号）。

(4) ネットワーク運営者の義務

ネットワーク運営者は、秘密保護にかかる違法行為の苦情申立、通報、発見、処置の制度を確立し、受理及び処理の業務仕組みを充実させ、秘密漏洩緊急対応案を制定しなければならない（39条）。また、ネットワーク運営者は、秘密保護行政管理部門により法に基づき実施される秘密保護違法事件の調査及び早期警戒事象の一斉調査に対し、協力する義務を有する（40条1項）。

⁴ 本法17条では、中央国家機関、省級機関及びその授権した機関、秘密関連企業等は、極秘級、機密級及び秘密級の国家秘密を確定することができる。区を設ける支給期間及びその授権した機関、秘密関連企業等は、機密級及び秘密級の国家秘密を確定することができる。特殊な状況において、上記の規定に従い秘密確定権限を付与することができない場合は、国家秘密保護行政管理部門又は省、自治区、直轄市の秘密保護行政管理部門は、機関、秘密関連企業等に秘密確定権限を付与できると定めている。

中国最新法令〈速報〉

(5) 国家秘密の国外への提供等

機関、秘密関連企業等が国外の組織、機構又は中国国内に設立された国外の組織、機構に国家秘密を提供し、任用、招聘された国外の人員が業務上の必要により国家秘密を知得する場合には、国家秘密の保護に関する規定に従って処理し、審査評価を行い、秘密保護契約を締結し、秘密保護管理要求の実行を促さなければならない（44条）。

(6) 国家秘密に関わる業務に従事する企業等について

本実施条例は、国家秘密に関わる業務（以下「秘密関連業務」という。）に従事する企業等の条件について定めており、原則として中国国内で設立され1年以上の企業であり、また秘密関連業務に従事する人員は、原則として中国籍に限定されている（47条）。

国家秘密媒体の制作、複製、保守、廃棄や、秘密に関わる軍事施設の建設等の秘密に関わる業務に従事する企業等は、秘密保護行政管理部門等による秘密保護審査を受け、秘密保護資質を取得する義務がある（48条1項）。

(7) 法的責任

本実施条例では、機関、秘密関連企業等が秘密保護に関する法律に違反して、秘密を漏洩した場合の主管者及びその他の直接責任者の罰則について、適用する場面を具体的に設定した（67条）。

企業等及びその職員について、機関、秘密関連企業等が秘密保護検査又は秘密保護違法事件の調査処理を回避し又は妨害することに協力した場合は、処罰を行う（68条2項）。

(8) 業務秘密

本法では、機関、秘密関連企業等の業務秘密についても業務秘密管理規則を適用し、必要な保護措置を講じる旨を定め、具体的な管理規則は別途定めるとしている。

本実施条例では、中央国家機関は、業務の実状を踏まえて、当該業種、当該分野の業務秘密事項の具体的範囲を制定し、国家秘密保護行政管理部門に届け出る義務を定め、また、機関、秘密関連企業等は、当該機関、当該秘密関連企業等の業務秘密管理を強化し、技術防護、自主監督管理等の保護措置を講じる義務を有すると定めたが（73条）、本実施条例では、より詳細な管理規定は定められなかった。

(全74条)

中国最新法令 < 速報 >

II. 注目法令等の紹介

1. 「特許開放許諾制度の実施業務の全面推進に関する通知」⁵

国家知的財産局 2024年7月3日公布 同日施行

執筆担当：戴 楽天、時井 真

2021年に施行された改正「特許法」には、特許権の開放許諾⁶に関する制度が導入され⁷、それを受け、2024年1月20日に施行された改正「特許法実施細則」には、開放許諾の表明事項や実施不可事由、当局への届出等の規制が規定されている⁸。そこで、特許権の開放許諾制度の効率的実施及び特許技術の転化と運用のモデルとルードの拡大を図るために、国家知的財産局は本通知を公布し、開放許諾の実施にあたっての具体的なルールを定めた。本通知の主な内容は以下のとおりである。

- ① 特許権の開放許諾の表明は、特許業務処理システム⁹にてオンラインで提出する（2条）。
- ② 使用許諾料について、一括支払、歩合支払、又はイニシャルフィーと歩合支払の組み合わせ等の一般的な支払方法が勧められ、「特許審査ガイドライン」に基づき、固定費用で支払われる場合は原則として2,000万元を超えてはならず、歩合支払の場合は原則として純売上高の20%又は利益額の40%を超えてはならない。上記基準を超えた場合、当局は、特許権者が通常許諾等の方法で特許権を許諾するよう指導するものとする（4条）。
- ③ 開放許諾の表明は、国家知的財産局の審査を経た場合、特許公報より公告され、公衆が中国特許公布公告システム¹⁰にて開放許諾の表明や許諾合意の届出等の情報を検索できる（5条）。
- ④ 開放許諾が合意された場合、当局は、特許権者と被許諾者による国家知的財産局への届出を督促・指導し、開放許諾を実施する特許権者が被許諾者と使用許諾料について協議を行ったうえで通常許諾を与えた場合、通常許諾の規則で契約の届出を行うよう指導するものとする。開放許諾の実施期間中の特許料の減免については、国家発展改革委員会、財政部及び国家知的財産局が関連政策を公布後に実施するものとする（7条）。

⁵ 原文「关于全面推进专利开放许可制度实施工作的通知」

⁶ 特許権の開放許諾とは、特許権者が自ら書面により国務院特許行政部門に対していかなる単位又は個人にもその特許の実施を許諾する意思があると表明し、かつ使用許諾料の支払方式、基準を明確にした場合、国務院特許行政部門がこれを公告するものをいう（「特許法」50条）。

⁷ 本ニュースレターNo.339（2020年10月30日発行）をご参照。

⁸ 本ニュースレターNo.414（2024年1月15日発行）をご参照。

⁹ <https://cponline.cnipa.gov.cn/>

¹⁰ <http://epub.cnipa.gov.cn/>

中国最新法令〈速報〉

上記の他、当局による特許権者等への指導、開放許諾制度の実施への制度上の支持、開放許諾への監督管理等が規定されている。

(全9条)

2. 「経営主体登記档案管理規則（意見募集稿）」¹¹

国家市場監督管理総局 2024年7月19日公布、2024年8月19日まで意見募集

執筆担当：胡 勤芳、五十嵐 充

本意見募集稿¹²は、経営主体登記档案の管理制度を整備し、登記档案の管轄区を跨ぐ移転等を便利化するために、「企業法人登記档案管理規則」¹³（以下「規則」という。）を修正するものである。

本意見募集稿にいう経営主体登記档案とは、登記機関が経営主体の登記手続きにおいて形成し、保存価値を有する各種記録¹⁴をいう（2条）。

本意見募集稿では、登記档案の情報化、電子化への対応に重点を置いた修正が行われており、登記機関に対して、登記档案の電子化・情報化を推奨し、そのために必要な対策を定めている。他方、経営主体側にとっては主に以下の修正が重要と思われる。

(1) 移転

本意見募集稿では、登記档案の越境移転に関する手続きをスムーズにするため、転出地・転入地の市場監督管理部門における職責や移転方法等を明確にしている。

経営主体は、所在地を変更する場合、又は主要な経営場所の変更が登記機関の管轄区を跨ぐ場合、その変更前に、移転先を管轄する登記機関に変更登記及び登記档案の転入を申請すれば足り、転出する登記機関に対して転出の申請をする必要はない。また、法律法規において規定される場合を除き、転出することになる登記機関は正当かつ合法的な理由なく登記档案の移転を制限、妨害してはならない（13条）。

(2) 照会

本意見募集稿は、登記档案を照会することができる者として「経営主体の投資主体」を追加した。経営主体及びその投資主体は、当該経営主体のすべての登記档案を照会できる（18条）。ただし、登記档案の内容が国家機密、営業秘密と個人情報に係る場合、その保管、照会と利用は関連法律法規の規定に従わなければならない（25条）。

¹¹ 原文「经营主体登记档案管理办法（征求意见稿）」

¹² 本意見募集稿は現時点では法的な効力はなく、またその内容は今後修正される可能性があることに留意されたい。

¹³ 原文「企业法人登记档案管理办法」（1990年施行）

¹⁴ 文書記録としては、経営主体の設立登記、変更登記、抹消登記、届出等申請資料及び審査認可資料等がある（5条）。

中国最新法令 < 速報 >

なお、本意見募集稿では、登記機関に対して、インターネットを介した登記檔案の閲覧サービスの提供も推奨している（22条）。

（全 29 条）

3. 「データ安全技术 個人情報保護合规性監査要求（意見募集稿）」¹⁵
全国ネットワーク安全標準化技術委員会 2024年7月12日公表 意見募集期
限 2024年9月11日

執筆担当：崔 俊、塩崎 耕平

「個人情報保護法」54条¹⁶と64条1項¹⁷は、合规性監査（個人情報コンプライアンス監査）について規定している。合规性監査に関しては、当該監査に関する条件、実施頻度、手続、監査を実施する機構の仕様等について、要求事項を詳細化する「個人情報保護合规性監査管理規則（意見募集稿）」¹⁸が、2023年8月3日に国家インターネット情報局から公表されていた。今般公表された「個人情報保護合规性監査要求（意見募集稿）」（以下「本意見募集稿」という。）は、当該監査に関する条件、実施頻度、手続、監査を実施する機構の仕様等、合规性監査に関する要求事項をさらに詳細化するものである。

合规性監査の監査対象として、本意見募集稿は、告知と同意のメカニズムが整備されているか（特に、個別の同意への対応等）、個人情報の域外移転の場合における前提条件の充足を不要とする事由の有無¹⁹、個人情報保護コンプライアンスの仕組の策定と実施状況（個人情報保護影響評価の実施を含む。）、個人情報処理の全般状況におけるコンプライアンス管理状況等を挙げている。

加えて、本意見募集稿では、特に、監査プロセス、監査に用いる証拠、監査内容、監査方法等が明記されるなど、合规性監査の実施の手続の面について詳細化が図られているほか、本意見募集稿の別紙において、監査報告書の雛形等の資料も公表されている。

本意見募集稿の内容が正式に制定された場合でも²⁰、法的拘束力は有しないものの、合规性監査を実施する際における、実務上重要なガイドラインとなると考えられる。

（全 5 条）

¹⁵ 原文「数据安全技術 个人信息保护合规审计要求(征求意见稿)」

¹⁶ 「個人情報取扱者は、その個人情報の取扱における法律、行政法規遵守状況について定期的に合规性監査を行わなければならない。」と規定する。

¹⁷ 「個人情報保護職責履行部門は、職責履行中に、個人情報取扱行為に比較的大きなリスクが存在すること又は個人情報の安全に関する事象が発生したことを発見した場合、定められた権限及び手続に従い、当該個人情報取扱者の法定代表者もしくは主要責任者と面談を行い、又は個人情報取扱者に対し、専門機構に委託してその個人情報取扱行為について合规性監査を行うよう求めることができる。」と規定する。

¹⁸ [本ニュースレターNo.404（2023年8月25日発行）](#)をご参照。

¹⁹ [本ニュースレターNo.420（2024年4月12日発行）](#)をご参照。

²⁰ 本意見募集稿の内容は今後修正される可能性があることに留意されたい。

中国最新法令 < 速報 >

Ⅲ. その他の法令等一覧

2024年7月9日から2024年7月22日までの期間に公布された主な法令等の一覧は以下のとおりである（上記にて取り扱った法令等を除く。）。

1. 「**国務院による瀋陽等6都市において関連行政法規及び国務院が審査認可した部門規則の一時実施調整の同意に関する回答**」
（原文：国务院关于同意在沈阳等6个城市暂时调整实施有关行政法规和经国务院批准的部门规章规定的批复）
（国務院、2024年7月8日公布、同日施行）
2. 「**重要商品及びサービス価格指数行為管理規則**」
（原文：重要商品和服务价格指数行为管理办法）
（国家発展及び改革委員会、2024年7月8日公布、2024年8月11日施行）
3. 「**特殊設備安全監察条例（意見募集稿）**」
（原文：特种设备安全监察条例(征求意见稿)）
（国家市場監督管理総局、2024年7月8日公表、2024年8月8日まで意見募集）
4. 「**特許紛争行政裁決及び調解規則（意見募集稿）**」
（原文：专利纠纷行政裁决和调解办法(征求意见稿)）
（国家知的財産局、2024年7月18日公表、2024年9月2日まで意見募集）

セミナー情報

- セミナー 『<<日系企業が押さえておくべき>>中国赴任者のための『中国労働法』の基礎知識』
開催日時 2024年9月24日（火）14:00～17:00
講師 五十嵐 充
主催 一般社団法人企業研究会

文献情報

- 論文 「中国最新法律事情（280）事業者独占禁止コンプライアンス指針」
掲載誌 国際商事法務 Vol.52 No.7
著者 鈴木 幹太、塩崎 耕平、吉 佳宜（共著）

NEWS

- **法律業界向けの生成AIに関するHarvey社とのパートナーシップについて**
森・濱田松本法律事務所（以下「MHM」）は、法律業界向け生成AIソリューションのグローバル・プラットフォームとして業界をリードするHarvey社と提携することになりましたので、お知らせいたします。

本提携により、MHMは、日本におけるHarvey社のオープンエンドAPIの独占的使用権、同社の革新的な新製品であるVault（生成AIで強化された大規模デー

中国最新法令 < 速報 >

タセットのレビュー機能) へのアクセス権、その他の同社のプラットフォームへのアクセス権を有することとなります。MHM は、アジアに本拠を置く Harvey 社の初めてのパートナーとなります。

当事務所のマネージングパートナーである飯田 耕一郎 弁護士のコメント：「当事務所は、法律業界をリードする生成 AI プラットフォームを提供している Harvey 社と戦略的パートナーシップを締結することで、更に、当事務所の業務における最先端のテクノロジーの活用を推進する所存です。国内外の拠点において AI の活用を進めることにより、当事務所のリーガル・サービスを強化し、クライアントの皆様にも更なる付加価値を提供して参ります。Harvey 社との協業を通じて、AI の活用の更なる可能性を追求することを楽しみにしております。」

Harvey 社の CEO である Winston Weinberg 氏のコメント：「MHM との提携は、当社にとって、日本及びアジアに進出する重要な一歩となります。このパートナーシップは、卓越性、革新性、顧客重視のサービスという共通の価値観の上に成り立っています。MHM の信頼に感謝するとともに、日本及びアジアにおいて AI を活用した優れたリーガル・ソリューションを提供するために協力できることを楽しみにしています。」

MHM は、Harvey 社とのパートナーシップを通じて、地域、業務、言語を問わず、文書レビュー、デューデリジェンス、調査業務等において、生成 AI の活用を更に推進し、クライアントの皆様に対し、より一層質の高い法務サービスを提供することができるよう目指して参ります。

▶ ヒュー・ケネディ 弁護士が入所しました

当事務所は、東京を拠点とするビジネスディベロップメント部門ヘッドとしてヒュー・ケネディ 弁護士を迎えました。

ヒュー・ケネディ 弁護士は、英国・オーストラリア及びアジア有数の法律事務所及び戦略的コンサルティングファームにおいて、ビジネスディベロップメント、イノベーション、戦略・マーケット・インテリジェンス/プランニング、メディア・リレーション、ナレッジ・マネジメント、ブランド・マネジメント及びレピュテーション・マネジメントなど、幅広くプロフェッショナルファームのビジネスディベロップメントの指導的な地位を務めてきました。これまで、シンガポール、東京、ロンドン及びダブリンにおいて執務した経験があります。アイルランドのダブリン出身であり、アイルランド弁護士会に所属しております。

ヒュー・ケネディ 弁護士の入所により、当事務所は、さらに充実した体制でトッ

中国最新法令 < 速報 >

プレレベルの国際的なリーガルサービスをクライアントの皆様にご提供することができるようになります。

(以下、ヒュー・ケネディ弁護士からのご挨拶)

この度、日本及びアジア有数の法律事務所として発展・拡大している森・濱田松本法律事務所のビジネスディベロップメント部門ヘッドとして入所できることを大変光栄に思います。

事務所全体の豊富な人的リソースと国内外のオフィスと緊密に連携し、当事務所の継続的な成長と成功に大きく貢献できるよう努めてまいります。

➤ 角川 博美 弁護士が入所しました

(以下、角川 博美 弁護士からのご挨拶)

皆様におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度、森・濱田松本法律事務所 名古屋オフィスにて執務させていただくことになりました、角川 博美と申します。

2017年に弁護士登録をして以来、労働法務、知的財産法務を中心とする訴訟及び一般企業法務に従事してまいりました。

森・濱田松本法律事務所 名古屋オフィスにおいては、これまでの経験も活かし、幅広い視野を持ちながらもより専門性を深め、クライアントの皆様のご発展をサポートできるよう、全力を尽くす所存です。

皆様におかれましては、ご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒、よろしくお願い申し上げます。

中国プラクティスグループ

石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、森規光、原潔、鈴木幹太、五十嵐充、井村俊介、青山慎一、富永裕貴、水本真矢、福島翔平、岩佐勇希、木内遼、塩崎耕平、紫垣遼介、加瀬由美子、佐藤万里、重富賢人、橋本祐弥、福澤寛人、渡邊泰尚、朝倉利哉、新井雄也、上村莉愛、金載中、児玉祐基、森琢真、吉佳宜、崔俊、張超、胡勤芳、高玉婷、柴巍、戴樂天、張雪駿、沈暘

TOKYO

〒100-8222 東京都千代田区丸の内 2-6-1

丸の内パークビルディング

TEL : 03-5220-1839

FAX : 03-5220-1739

✉ tokyo-sec@mhm-global.com

SHANGHAI

上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号

恒生銀行大廈 22 階 200120

TEL : +86-21-6841-2500

FAX : +86-21-6841-2811

✉ shanghai@mhm-global.com

BEIJING

北京市朝陽區東三環北路 5 号

北京發展大廈 316 号室 100004

TEL : +86-10-6590-9292

FAX : +86-10-6590-9290

✉ beijing@mhm-global.com